

府中市避難行動要支援者避難支援 プラン（全体計画）

令和4年11月
府 中 市

目次

第1章	総則	
1	避難支援プランの目的	1
2	避難支援プランの位置付け	1
3	市のこれまでの取組	1
4	対象とする災害	2
5	要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者の定義	2
第2章	避難行動要支援者情報の収集と名簿の作成	
1	記載するものの範囲	4
2	記載項目	4
3	名簿の基本情報	4
4	関係機関への提供	4
5	名簿の更新	4
第3章	支援体制	
1	地域における支援体制の考え方	9
2	支援組織の役割	9
3	支援に当たっての留意事項	9
第4章	避難行動要支援者の支援の方法	
1	支援の流れ	10
2	避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿の活用イメージ	11
第5章	個別支援計画の作成	
1	個別支援計画の考え方	12
2	個別支援計画の内容	12
3	個別支援計画作成の留意事項	12
第6章	災害時における支援	
1	災害時の支援について	13
2	災害時の市からの情報提供	13
3	避難場所（震災時）	14
4	避難場所（風水害時）	15
第7章	安否確認体制の整備	
1	安否確認体制	17
2	安否確認の方法	17
3	避難行動要支援者等に関する情報や要請の伝達	17

第8章 情報伝達等

- 1 避難に関する情報伝達…………… 1 8
- 2 情報伝達体制…………… 1 8
- 3 避難行動要支援者に配慮した情報伝達…………… 1 9
- 4 防災情報の周知…………… 1 9

第9章 避難誘導及び避難所における支援

- 1 避難誘導の手段・経路等…………… 2 0
- 2 避難所における支援…………… 2 0

第10章 普及・啓発

- 1 防災意識の啓発…………… 2 1
- 2 避難訓練の実施…………… 2 1
- 3 日頃からの備え…………… 2 1

第1章 総則

1 避難支援プランの目的

平成23年に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。こうした被災傾向は過去の大規模災害においても共通しており、多くの高齢者や障害者が犠牲となりました。

高齢者や障害者等の避難行動要支援者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要です。

また、大規模な災害が発生した際には、市役所、消防、警察などの行政機関による「公助」だけでなく、市民一人一人が自発的に行う「自助」や、地域の住民同士が連携して行う「共助」がとても重要です。

府中市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）（以下「避難支援プラン」といいます。）は、避難行動要支援者の避難支援対策についての基本的な考え方や進め方を取りまとめたものであり、避難行動要支援者への支援体制や支援方法の整備を図ることにより、「自助」「共助」「公助」が連携し、地域の安全・安心な防災体制を強化することを目的とします。

2 避難支援プランの位置付け

避難支援プランは、府中市地域防災計画の下位計画として、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、具体化したものです。

3 市のこれまでの取組

市では、平成21年度から、高齢者や障害者など災害発生時に特に支援が必要な方々の情報を取りまとめた災害時要援護者名簿を作成し、避難支援に取り組んできました。

この名簿は、「共助」の仕組みづくりを進めるため、民生委員や自治会などの地域の支援機関に提供し、災害発生時に名簿登録者の安否確認や避難支援を行うための事前の準備と、実際の支援に活用しています。

また、令和元年東日本台風の際、多摩川の氾濫により、浸水の危険がある地域に対して、市政史上初の避難勧告を発令しました。しかし、自らの意思で避難することができない方や家族等の支援を得られない方は、避難することが難しく、自宅にとどまらざるを得ない状況でした。

市ではこの結果を重く受け止め、風水害時において、支援が必要な高齢者の安否確認や避難支援体制を確保するため、令和3年3月に、府中市介護サービス事業者連絡協議会と風水害時の要支援高齢者の安否確認等に関する協定を締結しました。

4 対象とする災害

避難支援プランは、災害対策基本法第2条第1項に定義されている「災害」を対象とします。

【災害の定義】

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

5 要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者の定義

(1) 要配慮者

要介護高齢者や障害者等、一般的に災害時において配慮を要するとされる者をいいます。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自力で避難することが難しい者又は避難に時間を要する者となります。

避難支援プランの対象となる避難行動要支援者の要件は次のとおりです。なお、市内の避難行動要支援者は、令和4年2月時点で約25,000人です。

ア 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の市民

イ 介護認定で要介護3から5までの市民

ウ 肢体不自由者は1から3級まで、視覚障害者は1・2級、呼吸機能障害者は1級の身体障害者手帳を所持している方で、障害者のみの世帯の市民

エ 1から3度までの愛の手帳、1から3級までの精神障害者保健福祉手帳を所持している方で、障害者のみの世帯の市民

オ 高齢者や障害者で、日中は家族が不在で1人になるなど、アからエまでと同様の状況にあると認められる市民

(3) 避難支援等関係者

避難行動要支援者の安否確認や避難支援等に携わる関係者として、次の関係機関等とします。

ア 自治会

- イ 自主防災組織
- ウ 民生委員
- エ 府中市社会福祉協議会
- オ 府中市消防団
- カ 府中消防署
- キ 府中警察署
- ク 府中市地域包括支援センター
- ケ その他の避難支援等の実施に携わるもの（避難支援等実施者など）

注記：「避難支援等実施者」は、災害対策基本法で「避難支援等関係者のうち、当該個別避難計画に係る避難行動要支援者についての避難支援等を実施する者をいう。」と定義されている（第49条の14第3項第1号）。

第2章 避難行動要支援者情報の収集と名簿の作成

避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、市は次のとおり府中市避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿を作成します。

1 記載するものの範囲

避難行動要支援者の要件に該当する市民で、かつ、自治会等の地域の支援機関へ個人情報を提供することに同意された方とします。

同意確認の方法については、府中市避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿登録申請書兼救急医療情報キット配付申請書によって意思確認を行います。

2 記載項目

氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、対象要件、加入自治会名などの、支援に必要な情報とします。

3 名簿の基本情報

市は、名簿登載の対象範囲に該当する者を抽出し、対象範囲の市民からの申請に基づき、名簿を作成します。

4 関係機関への提供

名簿は、次に掲げる関係機関へ提供し、災害時に活用できるよう努めます。

(1) 避難行動要支援者が加入している自治会

名簿登載者が自治会に加入しており、かつ、加入自治会が市と「府中市避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿の取り扱いに関する協定書」を締結している場合に限り、加入自治会に提供します。

(2) 民生委員

(3) 府中消防署

(4) 府中警察署

(5) 府中市地域包括支援センター

5 名簿の更新

市は原則として、年1回更新します。

(参考1) 市内の避難行動要支援者名簿登録者の概数(令和4年2月時点)

75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の市民	約8,400人
介護認定で要介護3から5までの市民	約550人
肢体不自由者は1から3級まで、視覚障害者は1・2級、呼吸機能障害者は1級の身体障害者手帳を所持している方で、障害者のみの世帯の市民	約250人
1から3度までの愛の手帳、1から3級までの精神障害者保健福祉手帳を所持している方で、障害者のみの世帯の市民	約280人
合 計	約9,480人

(参考3) 府中市避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿の取り扱いに関する協定書

府中市避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿の
取り扱いに関する協定書

東京都府中市（以下「甲」という。）と●●●●自治会（以下「乙」という。）は府中市避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿（以下「名簿」という。）の提供及び受領に関して次のとおり協定を締結する。

- 1 甲は、災害時における安否確認及び避難支援の一環として、名簿を作成し、乙に提供するものとする。
- 2 乙は、名簿を乙代表者宅に保管するものとする。
- 3 乙は、名簿の情報が個人のプライバシーに深く関わるものであることを理解し、災害対策以外には使用しないものとする。
- 4 乙は、閲覧可能な役員を別紙のとおり定め、登録された者以外の名簿閲覧を禁止し、その情報管理に万全の注意を払うものとする。
- 5 乙は、名簿の情報が漏洩するおそれが生じたときは、速やかに甲と協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和	年	月	日
	所	在	地
			東京都府中市宮西町二丁目24番地
甲	名	称	府中市
	代	表	者
			府中市長 高野律雄

代表者住所

乙自治会名

代表者

(参考4) 府中市避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿の取り扱いに関する協定書

別紙 避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿閲覧役員一覧

避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿閲覧役員一覧

令和 年 月 日

町会・自治会名	
代 表 者 名	
住 所	

閲覧可能な役職名	人数
	名
	名
	名
	名
	名
	名
	名
	名
	名
	名
	名

第3章 支援体制

1 地域における支援体制の考え方

大規模災害時には、行政機関による公助が機能するまでに時間を要することが想定されます。このため、避難行動要支援者の支援は、地域（近隣）の共助の力が重要となります。

市は、自治会や民生委員、地域包括支援センターを始めとする関係機関・団体等と連携し、避難支援体制の構築を推進します。また、関係機関・団体等において避難行動要支援者の支援を行う人材の育成に努めるなど、支援体制の充実を図ります。

2 支援組織の役割

市と協定を締結した自治会等の支援機関は、平時に避難行動要支援者を訪問して居住の状況や身体の状態などを確認し、災害発生時には安否確認や避難誘導などの支援を行います。

また、避難行動要支援者の支援を想定した避難訓練などを通して、実際の支援における課題などを確認し、共助の体制づくりを進めます。

- (1) 避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿の管理
- (2) 避難行動要支援者の訪問・交流
- (3) 支援方法・避難支援等実施者などの決定、個別支援計画の作成
- (4) 個別支援計画の定期的な内容の確認・更新
- (5) 避難行動要支援者の支援を想定した避難訓練などの実施

3 支援に当たっての留意事項

(1) 名簿情報の保護

名簿の管理・保管は、避難支援等関係者の中で限られた者で行い、個人情報取り扱いに十分注意します。また、名簿の複製は禁止とします。

(2) 避難支援等実施者の責任・安全確保等

災害により、避難支援等実施者自身に不測の事態が生じる場合があるため、あくまで本支援は善意と協力によるものであり、万が一支援することが不可能となった場合においても一切責任が問われることはないものとします。

また、避難支援等実施者は、まずは自身と家族等の身の安全の確保に努めるものとし、可能な範囲で名簿登録者へ支援を行うものとします。

第4章 避難行動要支援者の支援の方法

1 支援の流れ

避難支援等関係者による避難行動要支援者への支援の流れは、次のとおりです。

① 避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿の提供

市は、協定を締結した自治会や民生委員などの避難支援等関係者に、それぞれの担当エリアの避難行動要支援者で、同意を得ている方の名簿を提供します。



② 避難支援等実施者の調整

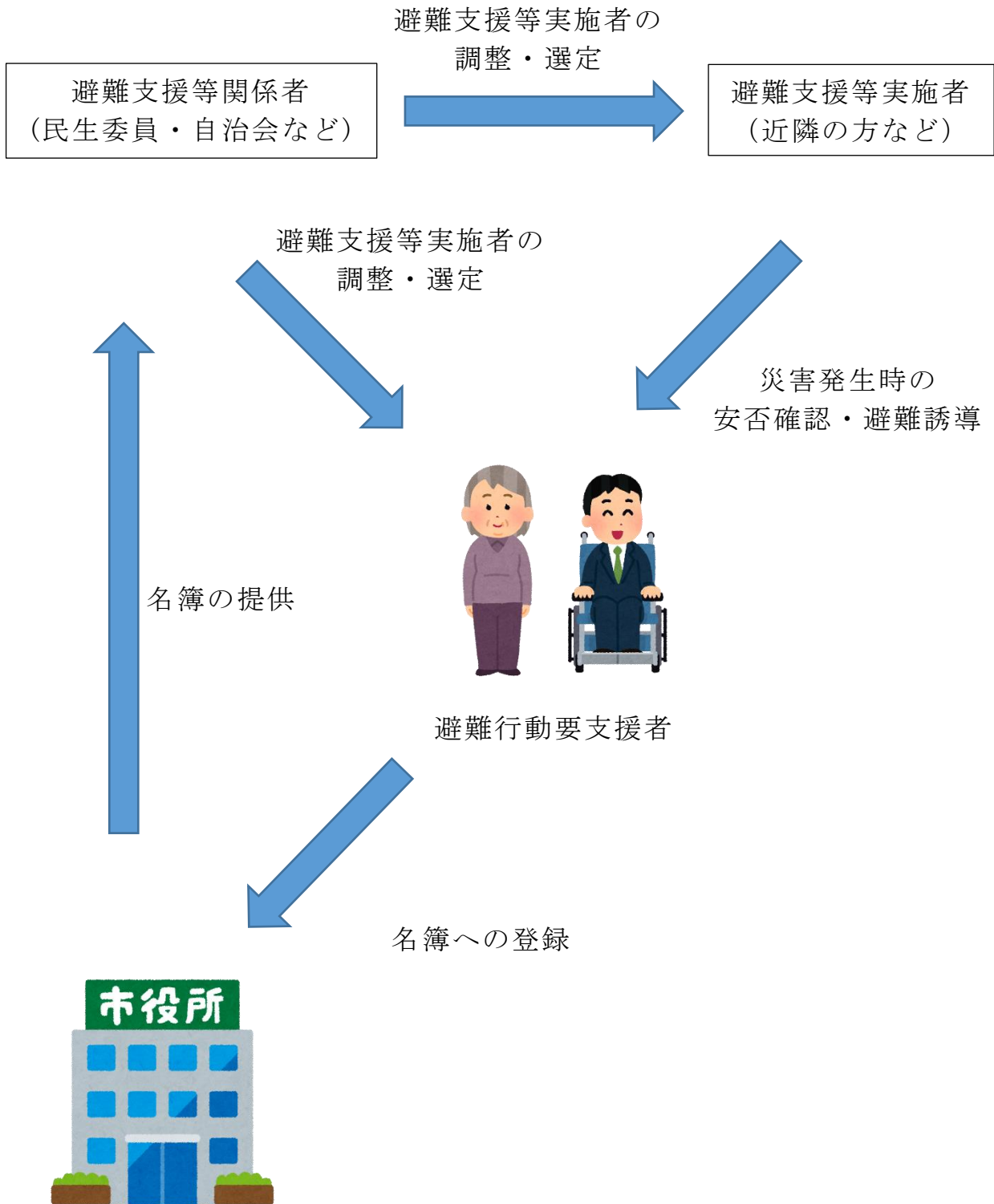
協定を締結した自治会や民生委員などの避難支援等関係者が、名簿登録者本人と相談の上、避難支援等実施者（個人又はグループ）を選定します。



③ 支援方法等の協議

名簿登録者本人と避難支援等実施者が安否確認や避難方法などについて協議し、お互いに確認します。

2 避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿の活用イメージ



第5章 個別支援計画の作成

1 個別支援計画の考え方

個別支援計画は、避難行動要支援者一人一人の避難支援計画として作成するものです。計画の作成に当たっては、避難行動要支援者又はその家族と話し合いながら進めることが重要です。

災害発生時において、避難行動要支援者の円滑な安否確認や避難誘導を行うため、避難行動要支援者の意向を尊重しながら、市が避難支援等関係者と連携して個別支援計画の作成に努めます。

2 個別支援計画の内容

個別支援計画に記載する内容は、主に次の事項とします。

- (1) 避難支援等実施者
- (2) 避難場所
- (3) 避難経路
- (4) 避難方法
- (5) 情報の伝達方法
- (6) 必要な支援の内容
- (7) その他住居の状況や身体の状態など必要な事項

3 個別支援計画作成の留意事項

個別支援計画の作成に当たっては、主に次の点に留意しながら作成します。

- (1) 個別支援計画の作成及び安否確認や避難誘導を行う際に必要な個人情報や避難支援等関係者が共有することについて、避難行動要支援者から同意が得られている場合に限り、個別支援計画を作成します。
- (2) 居住家屋の状況及び家族の援助の有無等を調査します。
- (3) 避難行動要支援者は身体面、精神面など様々な点で周囲の支えを必要とすることがあるため、それぞれの状況や特徴を十分踏まえた避難行動などを考慮します。
- (4) 避難行動要支援者について、必要に応じて作成の優先度を判断し、優先度が高い者から個別支援計画を作成します。
- (5) 避難行動要支援者及びその家族に対し、支援は避難支援等実施者の任意の協力により行われるものであることや、避難支援等実施者の不在や被災などにより、支援が困難になる場合もあることについて、十分に周知します。

第6章 災害時における支援

1 災害時の支援について

避難支援等実施者は、個別支援計画作成時に確認した避難行動要支援者の状況を踏まえて、可能な範囲で安否確認や情報提供を行うこととします。

(1) 安否確認

避難行動要支援者の安否が気遣われる場合は、避難支援等実施者が中心となって避難行動要支援者の自宅に向かい、安否の確認を行います。

(2) 情報提供

多摩川の洪水等、災害が発生する可能性が高い場合や、市から避難所の開設や避難情報などが発令された場合は、避難行動要支援者に情報提供します。

また、行政からの避難生活に係る情報なども避難行動要支援者に情報提供します。

(3) 救出・救助活動

避難行動要支援者が動けない状況にある場合は、周囲の人に協力を求め、可能な範囲で救出します。

倒壊家屋等からの救出など、危険や困難が伴う場合は、無理に救出せずに消防などの防災機関へ協力を求めます。

(4) 避難支援

災害による火災や建物の倒壊など、その場に留まることが危険と判断される場合は、身の安全が確保できるよう、まずは地域避難場所（近くの公園など）や指定避難場所（市立小・中学校の校庭）に避難して周囲の状況を確認します。

自宅に戻ることができる状況であれば帰宅を支援し、帰宅が困難な場合には、一次避難所（市立小・中学校の体育館）に避難誘導します。

2 災害時の市からの情報提供

市は、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合には、緊急情報や避難所情報の提供を行います。

3 避難場所（震災時）

(1) 地域避難場所

大規模災害の発生から、身の危険を及ぼす事象が収束するまでの間、一時的に避難する場所です。市では指定しておらず、市民自身が地域の実情を考慮して、自宅近辺の公園などを選定します。

(2) 指定避難場所

地域避難場所と同様に、身の安全を守るとともに、行政からの情報提供及び状況に応じた避難誘導が受けられる場所です。

指定避難場所
市立小・中学校 33校
都立高校 5校（府中高等学校、府中東高等学校、府中西高等学校、農業高等学校、府中工業高等学校）
明星学苑

(3) 広域避難場所

大規模火災等、地域避難場所及び指定避難場所でも身の安全を守ることが困難な事象が収束するまでの間、一時的に避難する広大な面積を有する場所です。

広域避難場所
都立府中の森公園
都立多磨霊園・都立武蔵野公園
都立武蔵野の森公園・府中朝日フットボールパーク
多摩川緑地
郷土の森サッカー場・郷土の森第2野球場
市民球場・市民陸上競技場・都立農業高等学校
武蔵台緑地
※東京競馬場
※東京農工大学
※東芝府中事業所
※日本電気府中事業場

※ 火災等により地域避難場所や指定避難場所に危険が迫った場合のみに利用するものです。利用の際は、市職員及び警察官等が避難者を誘導します。

4 避難場所（風水害時）

多摩川の浸水が想定されている区域及び土砂災害の危険が想定されている区域外の公共施設などの施設です。

避難場所	備考
府中第一小学校	
府中第二小学校	
府中第四小学校	
府中第六小学校	車両避難可
府中第七小学校	車両避難可
府中第九小学校	車両避難可
武蔵台小学校	車両避難可
新町小学校	車両避難可
白糸台小学校	
若松小学校	
本宿小学校	
府中第一中学校	車両避難可
府中第二中学校	
府中第四中学校	
府中第五中学校	車両避難可
府中第七中学校	車両避難可
府中第十中学校	
浅間中学校	
白糸台体育館	
栄町体育館	
本宿体育館	
中央文化センター	要配慮者専用、車両避難可
白糸台文化センター	要配慮者専用、車両避難可
武蔵台文化センター	要配慮者専用、車両避難可
新町文化センター	要配慮者専用、車両避難可
紅葉丘文化センター	要配慮者専用、車両避難可
片町文化センター	要配慮者専用、車両避難可
ルミエール府中（市民会館）	要配慮者専用、車両避難可
生涯学習センター	要配慮者専用、車両避難可
都立府中高等学校	
都立農業高等学校	
都立府中工業高等学校	

東京農工大学	
東京外国語大学	
都立府中看護専門学校	妊産婦専用、車両避難可
都立府中けやきの森学園	障害者専用、車両避難可
都立武蔵台学園	障害者専用、車両避難可
府中刑務所	
むさし府中商工会議所	
府中市市民活動センター プラッツ	車両避難可

第7章 安否確認体制の整備

1 安否確認体制

災害時には、通信障害や人員不足などの理由により、安否確認が困難になることが予想されます。

市及び関係機関は、災害時にはそれぞれが可能な方法で安否確認を行うとともに、通信環境や交通インフラ等の復旧に伴い、避難行動要支援者に関する情報を共有し、被害状況などを相互に把握する必要があります。

このため、迅速かつ適切な安否確認体制を整備していきます。

2 安否確認の方法

災害発生直後においては、通信が可能な場合は電話、FAX、電子メール等により確認し、これらの手段が利用できない場合は、可能な限り直接訪問することとします。

市内の福祉サービス事業者などに対しては、入所者・通所者の安全を確保し、安否確認を行えるように促します。

また、避難行動要支援者やその家族などに対しては、災害伝言ダイヤルや、災害伝言板サービスの周知・普及に努めます。

3 避難行動要支援者等に関する情報や要請の伝達

地域の組織や近隣住民の方からの通報、市職員や避難支援等関係者などから提供された避難行動要支援者の安否確認情報・支援要請は、災害対策本部を通じて情報共有します。

第8章 情報伝達等

1 避難に関する情報伝達

災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合は、市は次のとおり避難情報等を発令することとしています。このほか、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達します。

【避難情報等】

区分	市民に求める行動
高齢者等避難	避難に時間が掛かる高齢者等とその支援者は避難を開始する。
避難指示	対象区域の市民は速やかに避難を開始する。
緊急安全確保	避難場所への避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動をとる。

2 情報伝達体制

避難行動要支援者は、情報を適切に受け取ることや、情報に基づいて判断し、行動することが困難な場合があります。また、大規模な災害発生時には、個人の通信手段が使用できなくなる可能性が高く、混乱が予想されます。そのため、避難情報等の重要かつ必要な情報を避難行動要支援者や避難支援等関係者に提供できる環境の整備を進めていきます。

(1) 防災行政無線

市内に設置されている無線塔から、拡声器によって情報を伝達します。

(2) 市ホームページ

災害時は緊急用ページに切り替え、避難や避難生活に係る情報を発信します。

(3) 市メール配信サービス

事前に登録しているメールアドレスに災害情報や緊急情報などを配信します。

(4) 市公式ツイッター

避難や避難生活に係る情報を発信します。

(5) その他の情報発信手段

緊急速報メール・エリアメール、テレビのデジタル放送、広報車など、様々な手段を活用し、広く情報提供するとともに、情報発信手段の拡充に努めます。

3 避難行動要支援者に配慮した情報伝達

避難指示や避難場所など安全確保のために必要な情報が、迅速かつ確実に伝わるよう、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達に努めます。

また、避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿等を活用して、避難支援等関係者が電話や訪問により、情報の伝達に努めます。

4 防災情報の周知

市が作成している防災ハンドブックや水害ハザードマップが市民に活用されるよう、全戸配付、転入者への窓口での配付、市ホームページへの掲載等を行います。

また、避難場所の位置や施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認できるよう、防災出前講座や防災情報誌「自主防災ふちゅう」の配付を通して周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者への支援への理解を深め、地域防災に関する意識の向上を図ります。

第9章 避難誘導及び避難所における支援

1 避難誘導の手段・経路等

災害発生時又は災害が発生するおそれがあり、市が避難指示等を発令した場合、安全な地域への避難誘導を行います。

この際、避難行動要支援者にあつては、府中市地域防災計画に基づいて、市と避難支援等実施者等が連携して避難誘導を行うことを基本とします。

また、避難行動要支援者自身と避難支援等実施者が、自宅から避難場所等まで、実際に歩いてみて、避難経路を確認するよう周知・啓発します。

なお、避難経路の選定に当たっては、震災時に倒壊のおそれがある場所や、風水害時に浸水が予想されるアンダーパスなどの危険箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した経路を優先的に選定するなど、安全な避難経路の確保に努めるものとしします。

2 避難所における支援

(1) 要配慮者の把握

避難所を設置した場合、避難者名簿作成するときに支援が必要な高齢者や障害者の把握に努めます。また、要配慮者に適切な支援するために、支援者を分かりやすくするよう、ビブス等を配備します。

(2) 避難所における支援対策

市立小・中学校の避難所においては、高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対して、体育館以外の特別教室などの個別スペースを用意します。

また、震災時においては、避難生活が長期化すると判断される場合には、バリアフリースイレ等が整備されている二次避難所（文化センター、ルミエール府中（市民会館）、生涯学習センター）や、事前に協定を締結している民間施設を福祉避難所として開設します。

風水害時には、避難行動要支援者の避難には時間が掛かると考えられることから、文化センターなどの施設を要配慮者専用の避難所として、他の避難所より早期に開設します。

第10章 普及・啓発

1 防災意識の啓発

災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援等が迅速かつ円滑に行われるためには、避難行動要支援者・家族・地域住民の一人一人が、災害時における自助・共助の重要性に関する認識を深め、日頃から災害に備えた準備をしておくことが重要です。

このことから、防災ハンドブックや水害ハザードマップ、防災情報誌「自主防災ふちゅう」などの全戸配付や、地域の防災出前講座や防災訓練への支援などにより、避難行動要支援者・家族・地域住民の防災意識の普及啓発を図ります。

2 避難訓練の実施

市内では、一次避難所となる小・中学校での避難所運営訓練や、町会・自治会での避難訓練、情報伝達訓練などの取組が行われており、このような災害発生時を想定した避難行動要支援者、家族、地域住民が協働で実施する避難訓練は、避難情報や実際に避難する際の課題の共有のためにも重要です。また、避難行動要支援者と地域住民との信頼関係を構築する上でも極めて効果的です。

市は、避難所運営訓練や市総合防災訓練等への避難行動要支援者及び家族の参加を促すとともに、その支援を行います。

3 日頃からの備え

(1) 避難所や避難経路の確認

防災ハンドブックや水害ハザードマップ等で、日頃から避難場所や避難所を確認しておくことを啓発します。

(2) 要配慮者への配慮

普段から地域で顔の見える関係を築き、安否確認や避難場所等の確認をとり、話し合っていただけのように、訓練や防災講話を通じて共助の取組を促します。

(3) 情報の入手手段の確認

行政からの災害や避難に関する緊急情報を適切に入手できるよう、複数の情報の入手手段を周知します。

(4) 家庭内備蓄と非常持出品の準備

普段から最低3日分の食糧・水・簡易トイレ等の家庭内備蓄を準備しておくことを周知します。

また、避難が必要な場合に、必要なものをすぐに持ち出せるよう、携帯ラジオや懐中電灯などの非常持出品を用意しておくことを啓発します。

発行日 令和4年11月
発行 府中市総務管理部防災危機管理課
〒183-0056 東京都府中市寿町1-5
TEL 042-335-4098
FAX 042-335-6395